

令和 4～5 年度 分科会公募のお知らせ

令和 4～5 年度の大気環境学会分科会の公募を行います。従来の分科会の枠にとらわれず、新しいテーマ・分野での分科会の提案が会員の皆様から積極的に行われることを期待しております。分科会は、単に年会中に講演会を開催するだけでなく、当該分野の情報集積、共有などを通じて、研究者・行政担当者などに参考となる情報の学会誌への発表、新しい研究領域の発掘などが望まれています。分科会の活動は、学会の事業年度と同じ、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わります。

公募の申請は、令和 4 年 6 月 15 日を締め切りとします。継続申請も同様とします。代表者は連続して 2 期はできません。大気環境学会分科会に関する内規をご参照の上、下記の申請書によりご応募をお願いいたします。なお、内規のとおり活動期間は 2 年間です。

(公社) 大気環境学会常任理事 (分科会担当) 米持真一

大気環境学会分科会 申請書

提出日 年 月 日

分科会の名称

代表者氏名 (所属・連絡先)

連絡先 (〒住所、電話、Fax、E メール)

幹事氏名 (所属・連絡先)

連絡先 (〒住所、電話、Fax、E メール)

設立目的

活動内容 (継続の場合は活動実績を含む。) および年次計画

その他特記すべき事項

申請先 (公社) 大気環境学会事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358 番地 5

アカデミーセンター (株) 国際文献社内

TEL : 03-6824-9392 FAX : 03-5227-8631

E-mail jsae-post@bunken.co.jp

(公社) 大気環境学会分科会に関する内規

平成 25 年 3 月 21 日 常任理事会決定

平成 27 年 3 月 20 日 常任理事会改定

1. 会員の一部有志の自発的提案により組織、運営される研究グループで、常任理事会で承認を受けたものを分科会とする。
2. 分科会は、6 名以上の大気環境学会会員で構成される幹事団を必要とし、その活動期間は 2 年間とする。また、幹事の重複は 2 分科会を限度とし、45 歳以下の幹事の登用を勧める。継続申請を行う場合は、代表者は交代するものとする。
3. 分科会の申請にあたっては、①分科会名称、②代表者氏名、所属・連絡先③幹事氏名、所属・連絡先、④設立目的、⑤活動内容及び年次計画を記した書面を提出しなければならない (継続申請の場合は、⑥過去の活動実績)。
4. 分科会は、活動期間中に年会時の講演会以外に少なくとも 1 回は全国規模の会合を開催すること。分科会は研修会や講習会などを行うことができる。これらの活動状況は毎年実施報告書として会長あて提出すること。
5. 分科会は、(公社) 大気環境学会の名称を用いて、財団等への研究助成申請あるいは研究事業の受託を行う事ができる。ただし、実施に当たり事前に常任理事会の承認を必要とする。
6. 分科会は、講演会参加者情報の把握、ホームページの運営、総説執筆等を行い、分科会の活性化を行うこと。
7. 分科会への学会からの活動資金援助は、一定額を限度とする実費清算方式とする。
8. 分科会の活動については、大気環境学会誌等に投稿し会員に告知しなければならない。